

令和2年

第5回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

## 令和2年 第5回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和2年4月20日（月）

開会：午前10時00分

閉会：午前11時25分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

### 1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和2年第4回（3月定例会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第31号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第32号] 就学する学校の変更承認について

日程第7 [議案第33号] 就学する学校の変更承認について

日程第8 [議案第34号] 就学援助の認定について

日程第9 [議案第35号] 専決処分の報告について

日程第10 [議案第36号] 上天草市歴史資料室基本計画策定委員会設置要綱の制定について

日程第11 [議案第37号] 上天草市歴史資料室基本計画策定委員の委嘱又は任命について

日程第12 諸報告

### 2 出席委員

山下勝一（委員）、栢本修吾（委員）、濱崎千賀子（委員）、辻本幸之助（委員）、  
高倉利孝（教育長）

### 3 欠席委員 なし

### 4 議場に出席した者

山下正（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、原田和久（社会教育課長）、松田真也（教育審議員）、  
宮崎真司（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長補佐）、川本宜史（学務係長）、一浦康葉（学  
務主事）

### 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午前10時00分

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○**教育長（高倉利孝君）** 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に山下委員及び宮崎学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第4回（3月定例会）会議録の承認について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に日程第2。「令和2年第4回3月定例会会議録の承認について」を議題といたします。みなさんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○**学務課長補佐（宮崎真司君）** 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願います。

○**教育長（高倉利孝君）** よろしいですか。それではお諮りいたします。第4回定例会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○**教育長（高倉利孝君）** 次に日程第3。教育長諸般の報告を行います。議案の1ページをご覧ください。項目はたくさんございますが、コロナ拡大感染防止の為に会議等が中止になったり、短く簡略化されたりしております。そこで、今日は3つほどご報告いたします。まず、3月26日、天草教育事務所管内退職者辞令交付式が天草教育会館で行われました。上天草市内小中学校の校長先生の退職は4名でした。維和小学校、田中壮介校長先生、3年間勤務いただきました。次に中北小学校、北原茂校長先生、2年間勤務いただきました。今津小学校、濱友彦校長先生も2年間勤務いただきました。大矢野中学校、岩崎良博校長先生も2年間勤務いただきました。本来ならば管理職歓送迎会が予定されておりましたが、中止になりました。そこで前日に、退職される校長先生に花束を贈呈しております。次に4月2日、市内校長会議がございました。4名の校長先生の代わりに新しく4名の校長先生がお見えになりました。また、教頭先生が3名、主幹教諭が1人、教諭が33人、養護教諭が3人、事務職員4人、栄養教諭1人、新規採用の先生が6人、合計55人の転入の先生でございました。この時に堀江市長もお見えになり、歓迎のご挨拶をしていただきました。会議の内容としましては、コロナウイルス対策についてのお願いでございます。感染防止対策と子どもたちが臨時休業となりますので、家庭での過ごし方、そして規則正しい生活と読書をたくさんしてほしいということをお願いいたしました。次に4月13日、臨時市内校長会議を開催いたしました。これは、県教委の通知で4月15日から5月6日までの臨時休業が実施されることになりましたので、その説明と周知徹底の会議でございました。期間については、今申した通り連休の最終日までです。子どもたちの健康管理、部活動、それから学習指導。学校によっては子どもたちに与える学習課題が無くなってしまいますというようなことで、新学期は全然授業しておりませんので、予習というのも小学校では無理な点もございまして、困っている学校もあるようですけども、何とか学習課題は与えていただいております。それと前回の臨時休業では、学童クラブが子どもたちを預かってくださっていましたが、今回も15日からの臨時休業では、1日預かるのは無理がある

ということで、学校と福祉課が連携して、学童クラブは学校が預かった後に学童クラブが預かるということで、進められております。4月16日には、小学校2校へ教育委員会の職員で学校に行つて、状態を把握しております。4月17日現在で、学校で預かっている子どもたちが65人でございます。多いところでは十数名、少ないところでは0人という学校もございます。それから、登校日を中学校規模を中心に各学校で設定していただいて、学校の実情に合わせて実施してもらっております。今日は、4月20日登校日は3校、維和小中学校と中南小学校が登校日で児童が登校しております。各学校の計画に沿って、登校日を2回ほど実施する予定でございます。以上で、教育長諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第31号」、日程第6「議案第32号」、日程第7「議案第33号」、日程第8号「議案第34号」及び諸報告第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第31号」、「議案第32号」、「議案第33号」、「議案第34号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

#### 日程第5 議案第31号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第31号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

### ※【 議案第31号から議案第34号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

#### 日程第9 議案第35号 専決処分の報告について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第9。議案第35号「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の6ページをお願いいたします。議案第35号、専決処分の報告について。上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告するものです。令和2年4月20日提出、上天草市教育長名。専決第9号、上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について。上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定するものです。令和2年3月31日専決、上天草市教育長名。上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。上天草市教育委員会事務局組織規則（平成24年上天草市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正するものです。8ページの新旧対照表をご覧ください。第3条学務課学務係の項第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号から第20号までを2号ずつ繰り上げ、第21号から24号までを削り、第25号を第19号とし、第26号を削る。第3条学務課教育企画係の項第12号を第14号とし、同号の次に次のように加える。第15号 奨学金に関すること。第16号 学校交流事業に関すること。第17号 外国青年招致事業に関すること。第18号 文書の収発及び保管に関すること。第19号 その他事務局の庶務に関すること。第3条学務課教育企画係の項第6号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次のように加える。7号 学校給食の運営に関すること。第3条学務課教育企画係の項第4号の次に次のように加える。5号 学校の設置及び

配置に関すること。10ページの概要をご覧ください。改正の理由につきましては、令和2年度の人事異動による学務課内の職員配置が1人増員となり、教育企画係を増員することとし、学務係の分掌事務の一部を教育企画係に変更するもので、事務分掌の改正を行うには関係規定を整備する必要があります。各係の人員は下表のとおりでございます。主な内容につきましては、学務係の次の分掌事務を教育企画係に変更します。学校の設置及び配置に関すること。学校給食の運営に関すること。奨学金に関すること。学校交流事業に関すること。外国青年招致事業に関すること。文書の収発及び保管に関すること。その他事務局の庶務に関することでございます。施行日については、令和2年4月1日です。議案書の7ページにお戻りください。提案理由につきましては、令和2年4月1日の人事異動により学務課の係間の分掌事務を見直すもので、分掌事務の変更にあたり関係規定を整備する必要があることから、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告するものでございます。これが、この議案を提出する理由です。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

- 教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 基本的には事務分掌の内容は変わっておりません。教育企画係に移行したということになります。  
〔「ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第35号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
〔「異議ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第36号 上天草市歴史資料室基本計画策定委員会設置要綱の制定について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第10。議案第36号「上天草市歴史資料室基本計画策定委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（原田和久君） 議案書11ページをご覧ください。議案第36号、上天草市歴史資料室基本計画策定委員会設置要綱の制定についてご説明いたします。上天草市歴史資料室基本計画策定委員会設置要綱を次のように制定するものでございます。上天草市歴史資料室基本計画策定委員会設置要綱の構成につきましては、第1条、設置、第2条、所掌事務、第3条、組織における委員については、学識経験者、文化財保護委員及び市職員の6人以内で構成する予定としています。第4条、任期、第5条、会長及び副会長、第6条、会議、第7条、庶務、第8条、委任を規定しております。附則といたしまして、この要綱は、令和2年4月23日から施行し、上天草市歴史資料室基本計画が策定されたときにその効力を失うこととしております。13ページをご覧ください。制定の必要性につきましては、上天草市歴史資料室基本計画の策定にあたりまして、学識経験者等の意見を反映させるために上天草市歴史資料室基本計画策定委員会を設置するもので、必要な事項を定めるため、要綱を制定する必要があります。内容につきましては、図書館機能の充実と大矢野森記念図書館の利便性の悪さや老朽化が著しいことから、「新大矢野図書館等整備基本計画」を策定しまして、図書館を中心に歴史資料などの展示スペースや交流スペースを併せもつ施設の整備を進めているところでございます。これから、歴史資料室の展示設計を行うにあたり、備えるべき機能や展示内容等の基本計画を策定し事業を進める必要があり、学識経験者等の意見を反映させるために委員会の設置に必要な事

項を定めるため、要綱を制定するものでございます。12ページにお戻りください。提案理由といたしまして、上天草市歴史資料室基本計画の策定に関しまして、学識経験者等の意見を反映させるために上天草市歴史資料室基本計画策定委員会を設置することから、必要な事項を定めるため、要綱を制定する必要があります。なお、要綱の制定につきましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それではお諮りいたします。議案第36号は、ただ今ご審議いただきましたとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり承認することに決定しました。

日程第11 議案第37号 上天草市歴史資料室基本計画策定委員の委嘱又は任命について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第11。議案第37号「上天草市歴史資料室基本計画策定委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書14ページをご覧ください。先ほどご承認いただきました、議案第36号の委員の委嘱、任命でございます。議案第37号、上天草市歴史資料室基本計画策定委員の委嘱又は任命についてご説明いたします。上天草市歴史資料室基本計画策定委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり委嘱又は任命するものでございます。委嘱又は任命する方につきましては、学識経験者として、熊本大学大学院准教授の安高啓明さんでございます。文化財保護委員会会長の山川清英さん、同じく文化財保護委員の山崎信一さん、大矢野地区の文化財保護委員でございます。市職員から、西田京平さん、同じく吉田翔馬さん、本市の学芸員でございます。以上5名としております。任期につきましては、令和2年4月23日から上天草市歴史資料室基本計画策定委員会設置要綱第2条に規定する所掌事務が終了するまでとしております。15ページの提案理由といたしまして、上天草市歴史資料室基本計画策定委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、委嘱又は任命するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（松本修吾君） 安高先生について、もう少し詳しく教えて下さい。

○社会教育課長（原田和久君） 熊本大学大学院の准教授であり、大学では史学と国際文化の博士号を取っておられます。また、本市の市史編さんの近世編の委員でもあり、現在、龍ヶ岳町樋島の藤田家の資料の解析をされております。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それではお諮りいたします。議案第37号は、ただ今ご審議いただきましたとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり承認することに決定しました。

## 日程第12 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第12。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「5月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（松田真也君） はい、資料の16ページにあります5月の行事予定表をご覧ください。新型コロナウイルス感染防止の観点からたくさんの行事等が延期あるいは中止になっております。赤で示している分です。学務課と社会教育課の主なものをご報告します。2日、高校女子バレーGW合宿は中止になっております。8日、特別支援教育実務担当者会議。それから15日、特別支援教育連携協議会。16日のE-friends クッキングイベントは中止です。18日、5月の市内校長会議。20日、教育委員会議。22日、特別支援教育全体会議。23日、熊本県婦人会大会は中止になっております。25日・26日、校長ヒアリング。27日、熊本県市町村教育委員会連絡協議会定例会及び教育長部会は中止です。28日、第1回市内教務主任研修会。学務課の研修につきましては、時間短縮それから換気、マスク着用、間隔を広くとるというところで、実施を予定していますが、今後新型コロナウイルスの感染状況によっては、さらに短縮や中止なるということがあると思っております。今のところはここにある通りでございます。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、なにか質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

### ※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5「4月15日から5月6日までの臨時休業（休校）について」の説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 委員の皆様には、取り急ぎ電話にてお知らせしましたが、新型コロナ感染拡大防止に伴う臨時休業（休校）について、改めて報告させていただきます。資料については、18ページからです。4月13日付け「新型コロナ感染拡大防止に伴う臨時休業（休校）について」の各学校長宛て、保護者宛て通知文とそれから「新型コロナ感染症対策ガイドライン」をご覧ください。各通知の内容については、県からの要請により、令和2年4月15日から5月6日までの期間において、全小中学校の臨時休業の措置を行うことや、これに伴う保護者への協力要請となっています。また、別添の4月14日付け「子供の居場所の確保に向けた取り組みについて」ということで資料を付けております。子供の居場所の確保については、先ほど教育長からも説明がありましたが、昨年度末の臨時休校時に、政府から要請があったことから、学校にも確保するよう通知していましたが、本市の学校における預かり例はありませんでした。しかしながら、今回の臨時休校については、学童（放課後児童クラブ）の子供預かりを、感染拡大防止の趣旨に照らし、縮小するよう県の福祉部から通知があったこともあり、現在、学校に置ける子供の預かりが増えている状況です。教育委員会では、預かる場合の条件等を示し、感染拡大防止の観点から逸脱しないよう留意しているところです。趣旨及び対象者については、ご覧のとおりで、時間については原則として午前8時半から午後3時半としております。これまでの学童クラブの預かり時間と同じ取り扱いとなっており、1日預かりがなくなり、学校との役割分担をしながら、感染拡大防止を図りたいというのが趣旨でございます。

20ページをご覧ください。「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」については、最新情報を取りまとめ、必要な感染症対策や感染症発生時の措置、臨時休業等の判断基準、学校の再開に向けた行動等を記載しています。この内容につきましては、随時最新の内容に更新してまいりたいと思います。未だ、終わりの見えない状況ではございますが、学校再開の折には、このガイドラインに基づき学校運営を行うこととなりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○**委員（松本修吾君）** 今は管内で誰も出ていませんが、もし感染者が出た場合はどのようになりますか。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 現在、このガイドラインの追加分を作成しております。内容につきましては、天草管内で発生した場合には、臨時休業を行うということで、措置されます。上天草市で発生した場合が臨時休業を行います。臨時休業につきましては、休校から2週間をめどに休校するということになります。天草管内で出た場合は、職員は通常勤務で、上天草市内の該当校で出た場合は、当然保健所等の調査がありますので、それに協力をします。基本的には分かり次第、すぐに臨時休業をいたします。教職員もそのような症状があった場合は、同じような処置を取ります。教育委員会につきましては、学校の封鎖を行います。その後、保健所等との協議を終えて学校再開の折には、一斉消毒を行いたいと考えております。なので、一斉消毒をした後に、受け入れの段階になると最終的な消毒を学校の先生たちにも依頼をして、受け入れをしていきたいと考えております。市内の近隣校の場合、同じように2週間の臨時休業は行いますけれども、教職員につきましては、通常勤務と臨時休業に対応していただきたいということです。対応については、以上でございますが、感染者が出た場合、学校名の公表については、基本的には公表しないということで決めております。報道等があった場合も、上天草市からは出しません。それから、様々な状況が発生しますので、タイムラインを引いて、例えば、保健所から連絡があった場合とか、保健所が来る前に保護者から話が出た場合、地域から感染しているのではないかと正確ではない情報が出るなどの状況が想定されますので、それについても今実際のタイムラインを整理して、このガイドラインに追加していきたいと思います。今回提出していますガイドラインは、随時更新していきますので、ご理解をお願いします。

○**委員（辻本幸之助君）** 子供たちからコロナウイルス感染が発症したときに、病院の受入体制はどのようになっていますか。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 子供が学校にいるときに感染したという状況は、なかなかないと思われれます。基本的には子供は自宅で感染したというのが、保健所を通じて分かることが、今の筋の流れです。感染が確認されたというのは、保健所にも連絡がなされ、PCR検査を受けた状況ですので、ほかの児童生徒についても濃厚接触の疑いがいくらか出てきているとなりますが、まずはご自宅で待機をお願いして、症状がある場合は保健所に連絡を取って、検査をしていただくことになると思います。

○**教育部長（山下正君）** 医療機関についてのご質問であったと思います。指定の医療機関は天草管内にもございます。協力の医療機関もあるそうですが、これは一切公表されておりません。私たちにも情報が入っておりません。どこの医療機関に入院するかは、あくまでも保健所が指定しているというところです。多分、どこに入院されたかも、私たちには情報はこないと思います。

○**委員（山下勝一君）** よろしいでしょうか。公表をしないことは、当然のことと思いますが、今のような対応をすると、地域の方々や保護者などからのいろいろな風評とか、中傷とか、人権問題ということが起こり得ることが一番心配するところです。ですので、その部分について、感染した人、かかりたくて感染する人は絶対いない訳ですから、そこをうまく守っていけ



る体制を考えておくべきであると思います。実際は保健所単位でしか分からないので、本来は天草保健所で発生したということしか報道はされないと思いますが、そこからいろいろな詮索がかかって、いろいろな情報が発信されていくと思いますので、対策のご検討をよろしく願います。

- 教育部長（山下正君）** 本日、対策本部会議が開催されまして、その中で、市長から福祉部へ、保健所と話してどこまでの情報がもらえるのか、おそらく、今言われたような情報しか行政側にも伝わらないと思いますが、行政側としても危惧するところがございますので、ここまでは提供してほしいと強く要望していくと指示を出されました。いろいろな対応を取るための要望としての指示です。結論は、まだ先の話となります。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 今のところで、補足します。保健所は、個人の同意があれば、学校長に連絡がいくようになっていきます。学校長は、教育委員会に連絡をしてもらおう。ですので、2本ラインがあります。市側からくる分と学校側から上がってくる分があります。なので、ガイドラインには、ある程度特定できる情報が入った場合は、教育委員会に上げることとしています。やはり、確実な情報を握らないと、噂や風評とかでパニックを起こす状況が予想されます。天草管内で感染が発生したら、一斉休校の措置が取られると思います。地域でいろいろな話が出ると思いますが、学校から誰の家庭で発生しましたという情報は当然出ない。公表する場合も、学校名等は公表しないとなり、この流れで取り決めを行っているところです。
- 委員（山下勝一君）** 医療品関係で、特にマスクとか消毒液とかの部分において、不足感を非常に感じます。生徒児童が登校日に登校されるときに、咳エチケット的にもマスクを着用されることが必要ではないかと思われませんが、場合によっては、手に入らない児童生徒がいるのではないかと思います。そこら辺はいかがなのでしょう。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 今、児童の半数には小さいマスクを学校に設置しています。現在休校していますが、子供が学童等で学校に来て、マスクが手に入らなかった場合や忘れた場合は配付してもよいと話をしていきます。それから、布用マスクを先生用に2枚と子供用に1枚ずつ配布を予定しており、4月末に入る予定です。休んでいる間は、学校に配布しているマスクで対応できると考えています。教育委員会で別途、発注している分と、政府から配布される分があります。特に学校の先生は、話すのが仕事ですので、2、3枚のマスクでは難しいと思います。ですので、今回の国の補正で布マスクの購入を予算計上していますので、先生1人当たり5、6枚と児童生徒で3枚は準備できるのではないかと思います。
- 委員（山下勝一君）** その布マスクについて、上天草市内で作っている会社があると思います。そういう会社を使っていくという考えはありませんか。
- 教育部長（山下正君）** 今回のマスクは、姫戸町の事業所に発注を予定しています。地元の縫製業とかの協力を得て進めています。職員用にも布マスクを進めています。
- 委員（山下勝一君）** ありがとうございます。
- 委員（辻本幸之助君）** 5月6日以降の学校の流れとして、終息がなかなか見込めない中で、今後、どのような話し合いがあって、どのように判断されるのでしょうか。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 基本的に、国と県の通知に基づいて、休校等の判断をしております。今までのパターンとしては、休校の要請が来て、それ以降は開校するという事で諸準備をいたします。感染の拡大の状況は分かりにくいので、先ほど申し上げたとおり上天草管内で発生した場合、当然、自主で休校の措置を取ってまいります。基本的には、開校を目標に取り組みを進め、臨時の時も対応できるよう体制を整えていくことを続けていきます。
- 委員（辻本幸之助君）** 例えば、午前中は1年から3年生、午後は4年から6年生というような分散登校などの措置も考えていますか。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 登校日については、学校規模もいろいろありますので、そういう状況を想定しながら、登校していくこととなります。ただし、授業について、分散して授業を行

うところまでの指示等は来ておりません。もし、授業の進捗でこれを行わないと遅れる場合は、夏休みを使っても授業が完了できない状況ですので、今後の状況次第ではありますが、少しでも進めるためにと考えたら、それも1つの考え方であると思います。

○委員（辻本幸之助君） 因みにアロマや体育館などの使用も7日から解禁になるのですか。

○社会教育課長（原田和久君） 社会体育施設につきましては、4月から閉館しているところがございます。期限につきましては、当面の間として感染状況等を見ながら判断したいと思っています。

○委員（山下勝一君） 学童の預かりが65人だったと思いますが、実際、福祉関係の仕事をしていまして、職員が60人から70人くらい勤めている中で、現場に発生した時の通知などいただいています。職員の中では小学生の低学年の子を持っている者もいます。現在、5月6日までは午後は特休で休ませるという形で対応させていただいています。ただ、職種によっては休めませんが、あるいは、テレワークで対応できる部分もあります。もし上天草市で発生した場合に、デイサービスセンターに休業要請が来ることが考えられます。デイサービスセンターを閉めたら、高齢者の方が70人から80人くらい登録されていますので、その方々に対するサービスを全くやめるということはできません。家に行って入浴介助をするというような訪問的な対応してくださいと国の通知になっています。その時に、ケアマネージャーが所管するケアプランの変更や調整をすることとなり、第一線に立って仕事をしてもらわないといけません。仕事で休めなくなることも現実的にあります。そういうときに、子供さんを預かってもらえないかという緊急の要請や相談に対する対応は可能なのでしょうか。

○学務課長（赤瀬耕作君） 私たちも同じような状況ですが、例えば、医療従事者の場合は、感染者が出た時に、そのリスクを下げるために従事者の半分くらいを実稼働とし、残りはテレワークをしてもらうなど、実際に事業所の人員不足が想定されます。このガイドラインに一時預かりの部分に記載しており、基本的には学童で預かってもらうことを考えていますが、医療従事に関することや社会の機能を維持に関することなどは、学校長に相談いただければ、学校長の判断により対応がなされます。学校長が、自分のところの児童をどうしても預かってほしいと来た時に、基本的な判断としては、受け入れることが通常であると思います。ただし、実際に預ける子供が、たくさん来ることによって、学校の安全性が確保できなくなる状況はさけないので、そこは児童の精査をさせていただくことで指導をしています。

○教育長（高倉利孝君） 対応はしていただくようお願いはしてあります。

○委員（山下勝一君） 分かりました。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 以上で、予定されていた諸報告は終わりましたが、その他、事務局から追加報告がありますか。

○教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって令和2年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時25分